



2019年11月19日

各位

会社名 CRGホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 古澤 孝
(コード番号：7041 東証マザーズ)
問合せ先 常務取締役管理本部長 小田 康浩
(TEL. 03-6302-0834)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2019年11月19日開催の取締役会において、以下のとおり、定款の一部変更について2019年12月25日の開催の第6回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 当社及び当社子会社の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）につきまして事業目的の変更及び追加を行うものであります。
- (2) その他、項番号の表現の修正を行うものであります。

2. 定款変更の内容

(下線部は変更箇所を記載しております。)

現 行	変 更 案
第1章 総 則 (目的) 第2条 当社は次の事業を営むこと及び次の事業を営む会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）、その他これに準ずる事業体の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配・管理することを目的とする。	第1章 総 則 (目的) 第2条 当社は次の事業を営むこと及び次の事業を営む会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）、その他これに準ずる事業体の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配・管理することを目的とする。
<u>1. 労働者派遣事業</u>	<u>(1) 労働者派遣事業</u>
<u>2. 有料職業紹介事業</u>	<u>(2) 有料職業紹介事業</u>
<u>3. コールセンター事業</u>	<u>(3) コールセンター事業</u>
<u>4. マーケティング事業</u>	<u>(4) マーケティング事業</u>
<u>5. アウトソーシング事業</u>	<u>(5) アウトソーシング事業</u>

現 行	変 更 案
6. <u>各種製造請負事業</u>	(削除)
(新設)	(6) <u>コンサルティング事業</u>
(新設)	(7) <u>イベント事業</u>
7. <u>ソフトウェア及びハードウェアの企画、開発、制作、販売及び保守事業</u>	(8) <u>ソフトウェア及びハードウェアの企画、開発、制作、販売及び保守事業</u>
8. <u>コンピュータシステム、プログラムの設計、開発及び管理事業</u>	(削除)
9. <u>コンピュータのソフトウェア分野における人工知能の各種技術の応用研究</u>	(削除)
10. <u>知的財産権の実施、使用、利用許諾、維持及び管理</u>	(9) <u>知的財産権の実施、使用、利用許諾、維持及び管理事業</u>
11. <u>生命保険の募集に関する業務及び損害保険代理業</u>	(削除)
12. <u>広告の企画、制作及び広告代理事業</u>	(削除)
13. <u>各種就労移行支援事業</u>	(削除)
14. <u>各種コンサルタント事業</u>	(削除)
15. <u>各種イベントの企画、制作、運営及び管理事業</u>	(削除)
16. <u>各種代理事業</u>	(削除)
17. <u>商品の輸出入、加工及び販売事業</u>	(削除)
18. <u>インターネット等を利用した販売事業</u>	(削除)
19. <u>輸出入貿易、通関、流通加工及び倉庫事業</u>	(削除)
20. <u>内装工事及び清掃事業</u>	(削除)
21. <u>貨物利用運送、貨物運送取扱及び貨物自動車運送事業</u>	(削除)
22. <u>シェアードサービスの提供及びその運用事業</u>	(削除)
23. <u>前各号に附帯関連する一切の事業</u>	(10) <u>前各号に附帯関連する一切の事業</u>
(機関)	(機関)
第4条 当社は、株主総会及び取締役の他、次の機関を置く。	第4条 当社は、株主総会及び取締役の他、次の機関を置く。
1. <u>取締役会</u>	(1) <u>取締役会</u>
2. <u>監査役</u>	(2) <u>監査役</u>
3. <u>監査役会</u>	(3) <u>監査役会</u>
4. <u>会計監査人</u>	(4) <u>会計監査人</u>
第2章 株 式	第2章 株 式
(單元未満株式についての権利)	(單元未満株式についての権利)

現 行	変 更 案
第9条 当社の株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。	第9条 当社の株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利	(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利	(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利	(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

3. 日程

- (1) 定款一部変更のための株主総会開催日（予定） 2019年12月25日
- (2) 定款変更の効力発生日（予定） 2019年1月1日

以 上